

農地使用貸借契約書

貸主及び借主は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して貸主及び借主がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を倉敷市農業委員会（以下農業委員会という。）に提出する。

令和 年 月 日

貸主（以下甲という。）住所

氏名 ⑩

借主（以下乙という。）住所

氏名 ⑩

1 使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別紙に記載する土地その他の物件を貸し付ける。

2 使用貸借の期間

使用貸借の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 年間とする。

3 契約の解除

- （1）甲は、乙がこの契約の各号にひとつでも違反したときは、直ちにこの契約を解除し、乙に目的物の明渡しを求めることができる。
- （2）甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には使用貸借契約を解除するものとする。

4 転貸又は譲渡

乙は、目的物を転貸し、又は使用貸借権を譲渡してはならない。

5 修繕及び改良

- （1）目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。
- （2）目的物の修繕は甲が行なう。ただし、緊急を要する場合その他甲において行なうことができない事由があるときは、乙が行なうことができる。
- （3）目的物の改良は乙が行なうことができる。
- （4）修繕費又は改良費の負担又は償還は、民法及び土地改良法に従う。

6 経常費用

- （1）目的物に対する租税は、甲が負担する。
- （2）かんがい排水、土地改良等に必要経常経費は、原則として乙が負担する。
- （3）農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- （4）租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。
- （5）その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が負担する。

7 目的物の返還及び立毛補償

- （1）使用貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。ただし、天災地変等

の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。

8 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

9 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					備 考
大 字	字	地 番	地目 (種類)	面 積 m ² (数量)	